

家庭 ↑ 市役所 ↑ 家庭 ↑ 市役所 ↑

戦没者の妻に特別給付金
金を支給されます
特別給付金の請求

この特別給付金は昭和十二年七月七日以降に戦死した公務上の負傷や病気で死亡した人の妻であるため本年四月一日でつぎの扶助料、年金などを受ける権利を有する妻に支給されます

- △公務扶助料 午前九時 伊勢町大神宮
- △特別扶助料 正午 場所未定
- △遺族年金 △福重地区：七月十六日 正午 場所未定
- △特別遺族年金 △竹松地区：七月十七日 午後七時 原口町小川宅
- △遺族給付金 △陸海軍の雇傭人が公務死亡により旧令共済殉職年金または郵政省共済組合 正午 場所未定
- △陸軍共済組合、日本電信 △鈴田地区：七月十九日 正午 場所未定

百日咳・ジフテリア(混合)の
予防接種(二回目・三回目)の
実施日程はつぎのとおりです

実施場所	2回目	3回目
鈴田出張所	7月22日	8月19日
市役所	"	"
市立病院	7月23日	8月20日
竹松出張所	"	"
三浦診療所	7月24日	8月21日
東大村小学校	"	"
菅瀬出張所	7月25日	8月22日
池田敬老院	"	"
福重出張所	7月26日	8月23日
松原出張所	"	"

時間はいずれも午後1時30分から
時30分まで。(保険衛生課)

△三浦地区：七月二十日 正午 場所未定

△西大村地区：七月二十一日 午前九時 古町公民館

なお場所未定のところは遺族会(電話三一一一番)におたずねください。(福祉事務所)

視聴覚教室を七月十六日に開きます
市教委では十六ミリ映写機の操作技術と視聴覚教材の利用方法の研修会をつぎのとおり開くことになりました。六月の講習を受講した方、現在認定書を所有している方はできるだけ参加してください。

農事メモ

所に到着するよう提出し
実地指導員指導のもとに
必ず共同で実施すること
使用田には必ず標識を立
て一週間後には必ず標識
を除去すること。
除草剤「C」も使用する
場合は使用届を提出し技
術員指導のもとに使用し
水産動植物の危害防止に
注意すること。

有機燐製剤と除草剤の
危害防止について

有機燐製剤と除草剤を使
う時期となりました。つ
ぎのことがらに注意して
あぶなくないようにして
ください。
有機燐製剤を使用する場
合は使用届を市を経由し
て防除三日前までに保健
散布田附近の雑草は家畜
に与えないよう注意する
こと。
万一、中毒症状が出たら
すぐ医師に連絡すること

①内職製品の展示(十時~
十六時)
②内職の説明相談
(福祉事務所)

内職相談室が
開かれます

内職製品の展示と内職あ
つ施が行なわれます。内職
についてはとくに相談室が
もうけられていますのでご
遠慮なくご相談ください。
内職のあつせんと受付は
午前中です。

中元資金の融資申込を
受付

申込期日 七月十五日
市内中小企業者の振興資
金として中元資金融資の申
込受付をつぎのとおり行な
います。
△申込の方法 所定の申込
書により提出のこと(申
込書は銀行または商工会
議所にあります)
(商工水産課)

△内容
十六ミリ映画機操作実習
教育映画会の開き方
教育映画の見方について
(教育委員会) 内容
大村市社会福祉協議会

△申込場所 大村商工会議
所か市内銀行各支店